

令和5年2月27日

大治町長 村上昌生様

大治町総合計画審議会
会長 恒川 昇

第5次大治町総合計画案について（答申）

令和4年11月7日付け4大企第203号で諮問のありました第5次大治町総合計画基本計画案につきまして、本審議会では慎重に審議を行いました結果、別紙のとおり、とりまとめましたので答申します。

大治町長は、本審議会の審議過程で各委員より出された意見を十分に尊重の上、本総合計画のめざすまちの将来像である「つなげよう、ひろげよう 心かようまち おおはる」の実現に努められるとともに、基本計画の推進に当たっては、下記の事項について十分配慮し、各施策を着実に実施していただくよう要望します。

記

- 1 基本計画のすべての事業について、複雑かつ多様化している諸課題に対応するため、特に重要課題や分野間にまたがる施策については、全庁横断的に対応すること。
- 2 基本計画の推進にあたり、住民、地域団体、事業者、行政がそれぞれの主体性と自主性を尊重しつつ連携し、各主体が役割を持って共にまちづくりをする体制を整備すること。
- 3 基本計画に基づく施策や事業について、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応しながら、柔軟な事業展開を実施するとともに、事業の進行管理及び継続的な評価・改善に努めること。